

日本国文部科学省とオランダ王国健康・福祉・スポーツ省との スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省とオランダ王国健康・福祉・スポーツ省（以下、「双方」という。）は、

双方の友好的な協力によって、スポーツ分野における互いの政策に関する知識及び経験を最大化することを願い、

スポーツ分野全般における知識を共有することの重要性、中でも特に二国間で共有することの重要性意識し、

国及び地方レベルのスポーツを促進し、推進し、活発化させることに関する両国相互の利益を心に留め、

両国間で成功した知識及び専門性の交換を踏まえ、

日本における 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び参加を念頭に置き、

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会が大成功を収めるよう、科学的な協力及び双方に利益のある優先的な領域の開発を促進することを願い、

以下の共通認識に至った。

第1項 目的

双方は、それぞれの国において有効な規則及び規程に従い、スポーツ、スポーツ科学及びスポーツ産業の各分野において、持続可能な長期の協力関係により相互の協力を強化する。

第2項 協力の分野

双方は、スポーツを発展させる以下の分野において協力する。

1. 競技スポーツ
2. スポーツ・フォー・オール
3. 障がい者スポーツ
4. スポーツ施設のマネジメント及び維持
5. スポーツとイノベーション
6. インテグリティとアンチ・ドーピング

これらの分野は限定的でなく、他の分野の協力を排除するものではない。

第3項 協力の形式

本覚書に基づく協力は以下の形で実施する。

1. スポーツ関連団体と直接連絡を取ることを通じて、スポーツ代表団、コーチ及びスポーツ・体育・スポーツ科学の専門家が相互に訪問することを促進する。
2. 共同研究とイノベーションプロジェクトを立ち上げることの可能性を調査する。
3. 身体活動のためのスポーツ及びスポーツと健康に関連した相互に関心のある他の分野の問題について、情報及び意見を交換する。
4. スポーツを主題として両国で開催される会議、講演、セミナー及び学術会議への参加招待を相互に行う。

第4項 実施

本覚書に基づく協力を実施するため、双方は協同組織を設立する。

1. 双方は、両国から本覚書に基づく協力の実施につき責任を有する代表者を指名する。
2. 双方は、同意に基づき実施のための適切な手続を定めることができる。
3. 両国のスポーツ及びスポーツ科学の分野におけるつながりを強めるため、公式派遣団の相互訪問を実施することができる。

第5項 財務費用

本覚書の枠組みの中で行われる協力活動に関する費用を賄う財政事項は、利用可能な資金に従い、その都度双方によって決定される。

第6項 調停の議論

本覚書に関して双方の実施又は解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議や交渉を通じて友好的にこれを解決する。

第7項 修正

本覚書の修正は、双方の同意によって行われる。

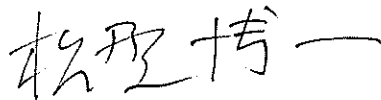
第8項
協力の開始及び継続期間

本覚書に基づく協力は、双方が本覚書に署名した日から開始し、4年間継続する。双方のうち一方が本覚書の終了を希望する場合、他方に対して外交チャンネルを通じて6か月前に通告しなければならない。

その終了は、既に予定されている行事及び計画には影響を及ぼさない。

本覚書は、2016年10月21日、東京において、法的拘束力のない文書として英語及び日本語により2通署名され、これらの文書は同等の価値を有する。

日本国文部科学省のために



オランダ王国健康・福祉・スポーツ省

のために
